

## 杉並・ワーカーズまちの縁がわ上井草の会則

### (名称)

第1条 本団体は「杉並・ワーカーズまちの縁がわ上井草」と称する。  
通称は、「ほっとスペース すてっぷ&すきっぷ」とする。

### (目的)

第2条 本団体は、会員の相互扶助の精神に基づき、地域の人々の開かれた居場所である「ほっとスペース」を運営し、人と人がつながり、困ったときには相談したすけあえるよう、安心できる地域づくりをめざすことを目的とする。

### (事業)

第3条 本団体は、次の事業を行う

- (1) 居場所事業
- (2) ほっとサービス事業
- (3) 身近な相談事業
- (4) レンタルスペース事業
- (5) 前各号の事業に付随する事業

### (事務所の所在地)

第4条 本団体は事務所を東京都杉並区井草5-7-5 ヴェルドムール1Fに置く。

### (代表者と運営委員)

第5条 本団体は代表者を含め5人以上の運営委員を置く。運営委員は毎月1回運営会議を開き、活動報告・方針などについて共有・協議・決定する。

### (会員)

第6条 本団体の会員は以下の3種類とし、年会費を支払う。

- (1) ワーカーズ会員
- (2) S&S 会員 (サポーター、賛助会員)
- (3) ほっとサービス利用会員

### (その他)

第7条 この会則に定めなき事項については、運営会議において決定する。

附則 本会則は、2022年7月1日より施行する。